

新万葉集の出版

——万葉集巻八の形成——

中 西 進

一 序

万葉集諸巻の成立において、巻八は最も議論の多いものであろう。その議論は大きく編者、成立時期、他巻との関係という三点にまとめられるであろうが、澤瀉久孝博士(1)・武智雅一氏(2)、また古典大系本(3)らは家持を編者に擬し、横山英氏(4)はこれを疑問とされ、武田祐吉博士(5)は積極的に家持ではないと言われる。天平十八年、家持越中赴任以前に十六巻までの成立を考えるのは、かなり広く行なわれている考えであるが、この巻においても澤瀉博士・武智氏・古典大系本らがこれによるのに対して、土屋文明氏(6)は宝字二年以後、板橋倫行氏(7)は延暦五年以後、吉永登博士(8)が光仁朝を指され、論が分かれる。他巻との関係は横山英氏が巻三・四・六・八が一つの編纂意識のもとにまとめられ、分類されたものが巻八であるといい、長い間に幾人かの手を経て今

日の形となったと考えられたが、それを家持の作業としたのが古典大系本であり、巻四の相聞群に対して四季の歌また四季の相聞を集めたのが巻八であると考えるのは澤瀉博士・武智氏である。武田博士も季節あるものを他から譲られたのが巻八だと言う。この関係は編者や成立年代と不可分のものではない。

巻八は、かくて集中でも議論が最も華やかな巻となつていすが、私見もまた、右に多少異なる。

二 資料の集合

まず、他巻と等しく万葉集編纂の原理によつて、現形を分析してみよう。最初に雑歌をとり上げ、その中から作者名のみを記す題詞を拾つて見る。巻一・巻三などでA群と称したものである。

A(春)

鏡王女（一四一九）

駿河采女（一四二〇）

尾張連（一四二一・一四二二） 下注「名闕」

中納言阿倍広庭卿（一四二三）

山部宿禰赤人（一四二四—一四二七）

草香山歌（一四二八） 左注「右一首依作者微不顯名字」

桜花歌（一四二九・一四三〇） 左注「右二首若宮年魚麿誦之」

山部宿禰赤人（一四三一）

厚見王（一四三五）

大伴宿禰駿河麿（一四三八）

中臣朝臣武良自（一四三九）

河辺朝臣東人（一四四〇）

大藏少輔丹比屋主真人（一四四二）

丹比真人乙麿（一四四三） 下注「屋主真人之第三子也」

高田女王（一四四四）

大伴坂上郎女（一四四五）

大伴坂上郎女（一四四七） 左注「右」首天平四年三月一日 佐保宅作

（夏）

藤原夫人（一四六五） 下注「明日香清御原御宇天皇之夫人也 宇曰大原大乃自即新田部皇子之母也」

志貴皇子御歌（一四六六）

弓削皇子御歌（一四六七）

刀理宣令（一四七〇）

山部宿禰赤人（一四七一）

式部大輔石上堅魚朝臣（一四七二） 左注（略）

大宰帥大伴卿和歌（一四七三）

小治田朝臣広耳（一四七六）

大伴書持（一四八〇・一四八一）

大伴清繩（一四八二）

庵君諸立（一四八三）

大伴坂上郎女（一四八四）

（秋）

崗本天皇御製歌（一五一二）

大津皇子御歌（一五一一）

穗積皇子御歌（一五一一・一五一一）

但馬皇女御歌（一五一五） 下注「一書云子部王作」

長屋王（一五一七）

石川朝臣老夫（一五三四）

藤原宇合卿（一五三五）

縁達師（一五三六）

天皇御製歌（一五三九・一五四〇）

大宰帥大伴卿（一五四一・一五四二）

三原王（一五四三）

藤原朝臣八東（一五四七）

市原王（一五五一）

衛門大尉大伴宿禰稻公（一五五三）

大伴家持和歌（一五五四）

安貴王（一五五五）

忌部首黑麿（一五五六）

日置長枝娘子（一五六四）

大伴家持和歌（一五六五）

藤原朝臣八束（一五七〇・一五七一）

大伴利上（一五七三）

大伴宿禰像見（一五九五）

内舍人石川朝臣広成（一六〇〇・一六〇一）

大伴宿禰家持（一六〇五）

（冬）

太上天皇御製歌（一六三七）

天皇御製歌（一六三八）

左注「右聞之御在左大臣長屋王佐保宅肆宴御製」

大伴坂上郎女（一六五一）

この人々に基づいて右の歌群を考えるならば、各季それぞれが先代（近江朝・浄御原朝また舒明か斉明朝）から始まり坂上郎女に至る。ことに春には赤人歌と並んで年魚麿の伝誦歌があり、巻三の三八四以下と等しい（桜花歌もこの一連と考えられる）。そしてこの先代歌から坂上郎女までのあり方は、巻三で坂上郎女の資料と考えたものと等しい。そう考えられる春・夏には家持は遂に登場しない。まずこの春・夏を郎女の資料と考えてよさそうである。冬もわずか三首だが、郎女とその周辺である。家持が登場するのは秋だが、家持は「大伴宿禰家持」として登場するのは最後の一首だけで、対して和歌の作者として現われる時は「大伴家持」と記される。これによれば、和歌は家持の自記で、後に記されたものと思われる。右の歌群には和歌が三首あるが、旅人のものは

左注（右には省略した）に具さに記されるように特殊なもので、後二首は家持のものである。そしてこの和歌を有するものに限って官職名が記される（阿倍広庭は集中常にこの形でしか登場しない。かつ官職名をもつものは三種中二種までが姓を下にまわす。然らざるものは稻公だけである。旅人「内舍人」は除く）。とすれば家持の和歌、官職名表記のものは後の修正を得たものと考えられる。おそらく坂上郎女の歌群を手にした家持が、その中に自らの唱和した歌のあるのに気づき、和歌を加えて、官職名から書き始める敬称に改めたのではなからうか。この他姓を記さぬものは大伴氏の三人である。これも郎女の資料たるを思わせるし、元正・聖武を太上天皇・天皇と呼んでいる事が、その当時の郎女の筆録を考えさせよう。

ただ秋のみは他と少々異なる。むしろこの顔ぶれは巻六に近く、かつその中に八束が唯一人重出する。かつて八束から坂上郎女への授受を巻六に考えた事がある。しかし秋は爾後の歌群においても異質であり、全体として後に述べよう。

以上雑歌A群が坂上郎女の資料だろうと言ったが、この事は相聞A群を見る事によっても確かめられる。

A（春）

大伴宿禰坂上郎女（一四五〇）

紀女郎（一四五二） 下注「名曰小鹿也」

（夏）

大伴坂上郎女（一四九八）

大伴坂上郎女（一五〇〇）

小治田朝臣広耳（一五〇一）

大伴坂上郎女（一五〇二）

紀朝臣豊河（一五〇三）

高安（一五〇四）

（秋）

弓削皇子御歌（一六〇八）

丹比真人（一六〇九） 下注「名闕」

笠縫女王（一六一一） 下注「六人部王之女母曰阿倍朝臣也」

石川賀係女郎（一六一二）

賀茂女王（一六一三） 下注「長屋王之女母曰阿倍朝臣也」
左注「右歌或云椋橋部女王作或云笠縫女王作」

巫部麻蘇娘子（一六二一）

（冬）

三國真人人足（一六五五）

大伴坂上郎女（一六五六）

和歌（一六五七） 左注

池田広津娘子（一六五九）

大伴宿禰駿河麿（一六六〇）

紀少鹿女郎（一六六一）

大伴宿禰家持（一六六三）

これらの各部は、秋を除いて坂上郎女の周辺の歌ばかりである。ここでも家持は最後に一首を見せるが、このあり方も卷四A群で坂上郎女伝承の資料と考えたものと等しい。その

部と重複する歌人は賀茂女王・巫部麻蘇娘子・駿河麿である。ただ秋のみはここでも異質で、郎女が現われぬ上に、弓削皇子から始められる。先の雑歌A群の広範囲な時代性と似通っている。

こうした秋の特殊性まで共通させて、雑歌・相聞の部立を越えてもAは坂上郎女に固執するのである。

ついでBともいふべき、異題詞型のものを見よう。この巻の当然の結果として、雑歌においては詠題を記し、相聞においては「贈（与・奉）」を記すものをBとする。

B（春）

志貴皇子 懼（御歌）（一四一八）

大伴坂上郎女 柳（一四三二・一四三三）

大伴宿禰三林 梅（一四三四）

大伴宿禰村上 梅（一四三六・一四三七）

大伴宿禰家持 鶯（一四四一）

大伴宿禰家持 春鳩（一四四六）

（夏）

小治田広瀬王 霍公鳥（一四六八）

沙弥 霍公鳥（一四六九）

大伴坂上郎女 思筑紫大城山（一四七四）

大伴坂上郎女 霍公鳥（一四七五）

大伴家持 霍公鳥（一四七七）

大伴家持 橘（一四七八）

大伴家持 晚蟬（一四七九）

大伴家持 唐棣花 (一四八五)

大伴家持 恨霍公鳥 (一四八六・一四八七)

大伴家持 權霍公鳥 (一四八八)

大伴家持 惜橘花 (一四八九)

大伴家持 霍公鳥 (一四九〇)

大伴家持 雨日聞霍公鳥喧 (一四九一)

橘歌一首 遊行女婦 (一四九二)

大伴村上 橘 (一四九三)

大伴家持 霍公鳥 (一四九四・一四九五)

大伴家持 石竹花 (一四九六)

(秋)

山部王 惜黄葉 (一五一六)

山上臣憶良 七夕 (一五一八―一五二九)

左注「右養老八年七月七日
応令」その他

山上臣憶良 詠秋野花 (一五三七・一五三八)

湯原王 七夕 (一五四四・一五四五)

市原王 七夕 (一五四六)

大伴坂上郎女 晚芽子 (一五四八)

湯原王 鳴鹿 (一五五〇)

湯原王 蟋蟀 (一五五二)

巫部麻蘇娘子 鴈 (一五六二)

大伴家持和歌 (一五六三)

大伴家持 秋 (一五六六―一五六九)

大伴家持 白露 (一五七二)

左注「右四首天平八年丙子秋九月作」

大伴宿禰家持 秋 (一五九七―一五九九)

左注「右天平五年癸未秋八月見物色作」

大伴宿禰家持 鹿鳴 (一六〇二・一六〇三)

左注「右二首天平十五年癸未八月十六日作」

大原今城 傷惜寧樂故郷 (一六〇四)

(冬)

舎人娘子 雪 (一六三六)

太宰帥大伴卿 冬日見雪憶京 (一六三九)

太宰帥大伴卿 梅 (一六四〇)

角朝臣広弁 雪梅 (一六四一)

安倍朝臣奥道 雪 (一六四二)

若桜部朝臣君足 雪 (一六四三)

三野連石守 梅 (一六四四)

巨勢朝臣宿奈磨 雪 (一六四五)

小治田朝臣東磨 雪 (一六四六)

忌部首黒磨 雪 (一六四七)

紀少鹿女郎 梅 (一六四八)

大伴宿禰家持 雪梅 (一六四九)

池田広津娘子 梅 (一六五二)

県犬養娘子 依梅莞思 (一六五三)

大伴坂上郎女 雪 (一六五四)

右に頻出するものは家持である。しかし、先れも触れたような家持の二様の書式がある。かつ「大伴家持」は和歌に見られ、夏は「大伴村上」を混じえて後に添加された形をとる。秋においては「秋」の歌が双方に現われる。これをもつ

てすれば、A同様「大伴家持」は自らの追加であり、元來の歌群とは異ると考えざるを得ない。これを除いたものが元來のものである。この中には家持は春に二首、秋に二首、冬に一首で、夏には登場しない。そして四季を通じて登場するのは坂上郎女であり、ここにも坂上郎女の手を考えざるを得ない。それを最も顕著に示すものは冬で、幅広い人々を旅人から郎女にまで集めており、他巻の郎女伝承の資料と等しい。春・夏は郎女周辺の歌群である。これによれば、このB群は先のA群が坂上郎女に到るものであったのに対して、自ら周辺のもので、この両資料を合して巻八雜歌は出来上ったと考えられる。冬のAは僅か三首という数であり、そこにBからの大量の併合が考えられる。冬は両者が一体となつて他の季と同じ型となる。ただ秋はここでも、より幅広い作家達がない人々も含むが、秋はいわば万葉の常連の人々で、冬が大伴一族に近い人々であるのに対しては、もっと公的である。家持は、この郎女のAをつぐ資料に、自らのものを挿入・追加した役目を担ったと思われる。

B (春)

- 大伴宿禰家持贈坂上家之大嬢歌 (一四四八)
- 大伴田村家之大嬢与妹坂上大嬢歌 (一四四九)
- 笠女郎贈大伴家持歌 (一四五二)
- 藤原朝臣広嗣桜花贈娘子歌 (一四五六)

娘子和歌 (一四五七)

厚見王贈久米女郎歌 (一四五八)

久米女郎報贈歌 (一四五九)

紀女郎贈大伴宿禰家持歌 (一四六〇・一四六一)

左注「右折攀合欲花并茅花贈也」

大伴家持贈和歌 (一四六二・一四六三)

大伴家持贈坂上大嬢 (一四六四)

左注「右從久邇京贈寧樂宅」

(夏)

大神女郎贈大伴家持 (一五〇五)

大伴田村大嬢与妹坂上大嬢 (一五〇六)

大伴家持攀橘花贈坂上大嬢 (一五〇七・一五〇九)

大伴家持贈紀女郎 (一五一〇)

(秋)

丹生女王贈太宰帥大伴卿 (一六一〇)

遠江守桜井王奉天皇 (一六一四)

天皇賜報和御歌 (一六一五)

笠女郎贈大伴宿禰家持 (一六一六)

山口女王贈大伴宿禰家持 (一六一七)

湯原王贈娘子 (一六一八)

大伴田村大嬢与妹坂上大嬢 (一六二二・一六二三)

坂上大嬢秋稻縵贈大伴宿禰家持 (一六二四)

大伴宿禰家持報贈歌 (一六二五)

又報脱著身衣贈家持歌 (一六二六)

左注「右三首天平十一年己卯秋九月往來」

大伴宿禰家持攀非時藤花并茅子黄葉二物贈坂上大嬢 (一

六二七・一六二八) 左注「右二首天平十二年庚辰夏六月往

大伴宿禰家持贈坂上大嬢(一六二九・一六三〇)

大伴宿禰家持贈安倍女郎(一六三一)

大伴宿禰家持從久邇京贈留寧樂宅坂上大嬢(一六三二)

或者贈尼(一六三三・一六三四)

尼作頭句并大伴宿禰家持所詠尼統末句等和歌(一六三

五)

(冬)

藤原后奉天皇御歌(一六五八)

大伴田村大娘与妹坂上大嬢(一六六二)

この歌群は上掲のものに比べると、少数である。秋のみが例によって多いが、それ以外、春は七種、夏はなし、冬は二種(和歌を含めて)が、元来のもので、夏はすべて「家持」の追加である。したがってこの相聞Bは、全体としても他と対抗し得る歌群とは称し難い。この事は実は相聞全体についても言える事で、上掲の如く相聞Aは春二種、夏六種、冬七種、秋として六種にすぎない。ここに巻八が、雑歌・相聞をもつて四季に分ち編纂された形をよそいながら、実はそれ程二部が均衡をもたぬ事がわかる。つまり豊富な資料の中から明確な四季二部の編纂意識をもって歌を選び、配列したのであったならば、この如き結果はおこらなかつたのである。資料はやや偶然性に支配された限られた資料だつた。だから上述の如く、おおむね雑歌Aは先代から坂上郎女に到るもの、雑歌Bと相聞Aは坂上郎女を中心とするものという、ばらば

らの資料をもつて連ねざるを得なかつたのであり、四季の不均衡、雑歌・相聞の不均衡を招来した。ちなみに歌数を記すと、

	春	夏	秋	冬
雑歌	30首	33	96	19
相聞	17	13	30	9

という数になる。この限られた場合は、坂上郎女の許である。とすると、右の相聞B群も坂上郎女の許に集合したものでなければならぬ。これは右によつても明瞭なように、家持を中心とした歌群である。郎女は家持の許からこの歌群を手にした事になる。

そして、この坂上郎女の許に集合した歌群が、ある形をととのえた後に、家持はそれを見る折があつた。「和歌」や「大伴家持」またそれと同じ形の村上や大原今城のもの、この時の追加と思われる。

ところで以上AB両群の他に、この巻においても、その他の種々な型の題詞がある。便宜Cとしてこれら掲げると次の如くである。

C (春、相聞)

天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌一首并短歌(一四五三―一四五五)

(夏、雑歌)

惜不登筑波山歌一首(一四九七) 左注「右一首高橋連虫磨

(夏、相聞)

大伴四繩宴吟歌一首（一四九九）

（冬、雜歌）

御在西池辺肆宴歌一首（一六五〇）

左注「右一首作者未詳但堅子阿倍朝臣虫麿伝誦之」

右は秋を除いたものだが、この内虫麻呂歌集のものは夏雜

歌の最終に添えられたもので、先立っては家持の追加の十首続いた後である。この中に交える村上や遊行女婦のものと同様、共に添えられたものであろう。この虫麻呂歌集歌を除くと、他は実は卷四にC群としてあげたものと、悉く顔ぶれが等しい。そして最後のものを阿倍虫麿が伝誦しているのによれば、これを聞いた人間がいるわけで、その人間は、やはり母同士が「同居姉妹同気親」（4667左）たる坂上郎女以外にはない。右の諸歌も、上掲のものとは別ルートではあるが、同様に坂上郎女のものとなったであろう。

このCは右の如く各部一首ずつ程度であるが、秋にはぐつと歌数を増す。

（秋、雜歌）

太宰諸卿大夫并官人等宴筑前国蘆城駅家歌（一五三〇）

一五三一 左注「右二首作者未詳」

笠朝臣金村伊香山作歌（一五三二・一五三三）

典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿禰稻公跡見庄作歌

（一五四九）

故郷豊浦寺之尼私房宴歌（一五五七・一五五九）

右一首丹比真人國人右二首沙弥尼等

大伴坂上郎女跡見庄作歌（一五六〇・一五六一）

右大臣橘家宴歌（一五七四・一五八〇）

右二首、右一首長門守巨曾倍朝臣津島、右二首阿倍朝臣虫麻呂、右二首文忌寸馬養、天平十年戊寅秋八月二十日

橘朝臣奈良麻呂結集宴歌（一五八一・一五九一）

右二首橘朝臣奈良麻呂、右一首久米女王、右一首長忌寸娘、右一首内舍人梶大養吉男、右一首梶大養持男、右一首大伴宿禰書持、右一首三手代人名、右一首棗許遍麻呂、右一首大伴宿禰池主、右一首内舍人大伴宿禰家持、以前冬十月十七日集於右大臣橘卿之旧宅宴飲也大伴坂上郎女竹田庄作歌（一五九二・一五九三）

左注「右天平十一年己卯秋九月作」

仏前唱歌（一五九四） 左注（略）

大伴宿禰家持到娘子門作歌（一五九六）

額田王思近江天皇作歌（一六〇六）

鏡王女作歌（一六〇七）

大伴家持至姑坂上郎女竹田庄作歌（一六一九）

大伴坂上郎女和歌（一六二〇） 左注「右二首天平十一年己卯秋八月作」

以上で卷八の歌はすべて尽きるが、右の内奈良麻呂の集宴は左注に言う如く以前の冬のもので、右大臣家の宴についてももって加えられたものと思われる。また最後のものは唯一の「大伴家持」歌であるが、坂上郎女が和歌をなし、けっし

て単に「坂上郎女」の如く書かれなるところを見ると、元來は坂上郎女の歌が存し、それが自らへの和歌である事を知っている家持が、自歌を加え、形を改めたのではないか。家持歌は季節に関係ない。

右は何らかの形で他巻に類同をもつ。蘆城の饞宴（4五六八題）、跡見庄（4七二三題）、竹田庄（4七六〇題）、「到娘子之門」（4七七〇題）また金村の「地名作歌」（3三六四題その他）がそれである。のみならず、余りにも有名な事だが額田王・鏡女王の二歌は重出歌（4四八八・四八九）である。また諸兄の宴は巻六（一一〇二四—一一〇二七）に同時のものがある。つまり、巻三・四・六ことに巻四の、しかも大伴圈と同じ世界の歌であり、巻四では大伴三依が蒐集の最後を担ったと考えたものと一致する。かつ巻四が相聞であり、今は多く雑歌がそれと重なる。同じような圈内に集積した雑歌群が右の諸歌だという事になる。

その諸歌が辿りついた最後は誰のところか。先の秋以外のこの歌群が阿倍虫麻呂から坂上郎女が考えられたように、この中にも諸兄宅の宴歌に虫麻呂は顔を出す。かつこの中にも坂上郎女は頻出する。やはり最終の資料保有者は坂上郎女だったと思われるのである。それに到るまでの経路はわからない。虫麻呂もその一人たる、種々のルートがあったであろうが。

またこのC群がかく秋に多いという事は何を意味するだろう。右にあげたものは雑歌三十二首、相聞四首だが、先掲の

如く巻八において雑歌は春・夏に対して秋が約三倍をもつ。相聞とて倍以上である。殊に少い冬は今例外として考えるとこのC群を併せる事によって、雑歌は在来の二倍が三倍になったといえる。巻八秋の、他との異質さはこのC群を加えた歌数にもあるが、それでもなお倍の歌数を持ち、内容的にもメンバーを異にするとなれば、上掲の秋のAB両群も、他の両群とは異なった成長があったと考えねばならぬ。ことに雑歌・相聞の何れにも通じて、ABともに、そうであるという事は、単に当時の嗜好が秋を好んだといったような解釈を許さぬものがある。

これを自然に理解しようとなれば、次の如くなる。すなわち、郎女に先立って、既に「秋の歌集」ともいうべき蒐集があった。それを核として、それに倣って郎女は手許の歌を四季に分類したのである。その秋の歌人は誰であったか、残念ながら名を明らかにしない。巻十にも同様に秋の歌は他を圧している。そうした客観情勢はあるのだが、なおその上に秋の歌に執した人間がいなければ、かかるアンバランスな巻八は存在しなかったのである。

三 現形の意味

こうして巻八は坂上郎女の許に集合した歌群、すなわち先代歌からはじまって坂上郎女の当代に到る雑歌Aと、郎女周辺の雑歌Bおよび相聞A、家持から出たと思われる相聞Bに秋を中心とする雑歌・相聞Cとによって、坂上郎女の集成し

たものであらうと思われる。この契機は既に集まった秋の歌群があり、これに触発されたようであり、おおむね古い雑歌に、新しい相聞を加えた形をとった。その後家持は二十五首（夏雑歌十三、秋雑歌五、春相聞三、夏相聞四）を加えている。

もしこうした推定が許容されるとすれば、従来問題とされて来た諸点に対して、私の考えは自ら決まらざるを得ない。まず第一に撰者（とはいえぬが従来用語によれば）は、武田博士の説かれる如く、家持ではない。坂上郎女をもって擬すべきであらう。また卷三・四・六との関係は、同一資料からこの四巻が分離編纂されたと言ひ難い。それを最も雄弁に語るものは、著名な額田・鏡の重出であらう。もし卷四と八とが同一の作業の中にあるとしたら、かかる事は到底起らなかつたはずだ。たとえば河辺宮人の卷二歌（二二八・二二九）に対して卷三では「右秦年紀并所処及娘子屍作歌人名已見上也但歌辞相違是非難別因以累載於兹次焉」（四三七左）と注記があり、この態度はかなり厳しいものを感じさせる。卷八の当歌にはそのようなものを全く記さず、題詞まで同じものを書くというのは、卷四と卷八とが、全く別の場で成立しているからだし、卷四を見ていないというのが、最も素朴な判断だろう。卷四のそれは大伴三依から家持に伝えられたものと推定したものだし、対して卷八のそれは坂上郎女に伝えられたものである。卷八も家持の追加を得ているが、巻を整理する段階まで、彼は介入していない。すでに一つのまと

まりをもって彼以前に存在していたらうものが卷八であり、卷四は彼の編纂による。

また既に見た如く登場人物も共通しているようであり、雑歌・相聞の別をもつ如く、同じ伝承者の同じ歌群の中に登場する事は、むしろ少いのである。さらに卷八は郎女の、割合に狭い範囲に成立している。こうした相違は類似以上に大事だと思われる。なぜなら、万葉集そのものが広い先代歌の幅を、先細りに狭ばめて末期に流れているからで、その中に、宮廷詩集たる卷一・二やメモ的な五・九を除くれば、歌人の近よりは当然おこり得るからである。

また、もしこの卷八が先の歌巻と同条件の中に成立したのだとすれば、何の故に卷八という巻次を与えられているのであらう。この巻に先立つては作者未詳歌巻がある。何故この巻を挿んで並べられねばならぬのか。また卷三・四・六・八という事自体、とびとびに並ぶ必要もないであらう。一括三・四・五・六でよかつたはずである。さらに雑歌・相聞・挽歌という三大部立をとる事（相聞を譬喩歌に代える事自体も問題があるが）と、四季分類という意識とが、同一の次元に起るはずもない。和歌史の流れからいえば、全く別物であらう。その故にこの三大部立をとる巻七が卷八に先行しているのであり、ここで、この三大部立の巻は終るのである。これをもって、卷八は三・四・六と同一条件の中にはない。この卷八の位置については、また後述しよう。

次にこの形成の年代はどうか。坂上郎女の手を考えれば、

この巻は既に勝宝の頃に出来上がっていたはずである。新しい成立説を顧みると、板橋氏の説に対しては福山敏男博士の反論がある(9)。板橋氏は、宝字二年に禁酒令の出された事から一六五七をその時のもの、一五九四の左注に見える忍坂王への大原真人賜姓が天応元年九月、路三野真人の略称が延暦五年十二月だから、「三野連石守」と記す一六四四はそれ以後とされた。対して福山博士は禁酒を天平九年のそれ、忍坂王を別人と見て天平十一年賜姓、三野連と三野真人とは姓を異にして無関係だと駁された。この第三点は明らかに福山博士の言われる如くであろう。第一点は実は土屋文明氏が既にあげて宝字二年以後説を唱えたものだが、この第一と第二の点は、あるいは板橋氏のいわれる如くかとも思われる。というのには、この左注をもった一首は坂上郎女に対する「和歌一首」と記されたもので、作者も記さない。のみならず、左注には「縁此和人作此発句焉」という、多分に興じた風がある。歌の内容もそうである。しかし郎女の歌は梅花宴の歌の糟粃を甜めたような一首で、和歌と全く異質である。という事は、既にある郎女の一首(これは禁酒令に関係ない)に、後の禁酒令によって興じた和歌ではないかと思われるのである。その故にこそ左注が必要だったのではないか。また第二点は、この歌は先にCとして分類したものである。かつその左注の中の割注であり、後の、たとえば家持の記憶の中にこれを記したとすれば、現在の忍坂王と考える事もあり得る。純粹に郎女の資料でないところに、問題がある。さらに吉永

博士は一四四四の題詞「高田女王」の下注にある「高安の女也」をもって、光仁天皇の父の妻、多紀皇女との密通の為に呼びすての形をとつたろうと考え、この巻八を光仁天皇に示す目的で編纂したとされる(他に「依作者微不顯名字」という一四二八の左注を根拠とされる)。これも注記であり、隣の「屋主真人」に比べて著しく相違はするが「高安王」ではない。「大原真人高安」を、そう呼ぶのは、さほど不自然ではないのではないか。巻中には「沙弥」(一四六九題)といったものもあり、これは題詞ですらある。「依作者微」という左注も、巻三の例に照して赤人歌と一緒の年魚麻呂の伝誦と考えた内の一首で、伝誦の途上そのものに、作者名は「微」によって失われていたのであろう。しかし、この吉永博士の提言を、私は別の意味で貴重なものと考ええる。つまりこれらが何れも注記であるところに鍵があろう。そうした注記、先の禁酒令も、忍坂王の割注も(高安も呼びすてというのではなく)、これらがよつてもつて何れも宝字二年、天応元年、光仁朝を名指すというのは、看過し難いではないか。これらの注記を得た時期が、この巻の最終形成、家持自歌の追加などのあった時期ではないのだろうか。

その時期、光仁の末期ごろは他巻の最終成立を見る時期でもあり、巻末四巻が家持によって整理されていた時期でもある。家持の編と見られる巻四や六は、手許に集まった歌群を彼が一巻となしたものであり、対して巻八はほとんど現形の出来上っていた姑の歌群に若干を、「大伴家持」として加えた

のである。四・六における家持は「大伴宿禰家持」であつた。あくまでも巻八は、坂上郎女のものなのである。それが巻四・六を厳しく距てる点である。

それではこのようにして成立した巻八は、万葉集においてどのような位置を占めるものなのであるか。既に掲げて来た如く、この巻は詠物・寄物の体を取り、それを題として題詞に掲げるものがあつた。相聞の部は「贈歌」を記すものも多いためにかりにこれを除外し、雑歌のみを手がかりとして論ずれば、この詠物の体は、巻七とも巻十とも等しい事となる。そこでこれらの「物」を比較してみると、次の如くなる（主観の入る事を恐れるのと、題として分類するその意識を知る事との二つから、巻八では題に明示されたもの、巻十では小分類項目に現われたもののみを比較する。また巻十の夾雑物は除く。順序は不同）。

巻八

巻十

春
桜花
梅
柳
鶯
春鳩
權

花
柳
鳥

霞
月
雨
河

夏

霍公鳥
橘(花)

煙
鳥
花

秋

晚蟬
唐棣花
石竹花
黃葉
七夕
秋野花
晚芽子
鳴鹿
蟋蟀
鴈
白露

秋

榛
蟬
露
鴈
蟋蟀
鳴鹿

蝦
蟬
鳥
山
水田
河
月
風
芳
雨

冬雪

梅
雪梅

霜雪花

露
黄葉
月

これによれば両巻における幾つかの相違を指摘する事が出来る。まず巻八では個別的であつたものが巻十では統括されるという形がある。たとえば春における八の桜花・梅は、十では一括して花であり、梅を多量にもちながら梅という名は項目名としていない。同じ春の鶺鴒・春鳩に対する鳥、夏の霍公鳥・橘が十の鳥・花、冬の梅が花という如き、皆同じである。また巻八では特殊なものが対象となつてゐるのに対して、巻十にはその存しないという点が指摘出来る。たとえば、巻八にある唐棣花・石竹花は巻十の花に一括されたのではなく、巻十の夏の花は石竹はあるが唐棣花がない。問題の「權」も巻十にはない。また巻十に存する天文・地象の類は巻八にない。

こうした相違によれば、巻十はかなり整理された巻で、かつ広い性格を有しているといえるが、巻八は散漫で、思いつきの詠物歌だといえよう。もちろん根本の性格は共通しているのだが、片や類聚物であり、片やそうでないという相違はかなり顕著である。つまり巻八は類聚的性格がきわめて乏

しい事を特色としているといえよう。

この性格は先に述べた四季相互の歌数の不均衡、雑歌・相聞の不調和とも等しいもので、この巻の不備さ、いわば手記的な性格を物語るものであろう。

しかしこの巻八の「物」を巻七と比較すると、そこには更に截然たる区別がある。巻七の、同じ雑歌の詠物題は

天月雲雨山岳河露花葉蘿草
鳥井和琴（思故郷）

の如くである。同じ鳥といつても巻八・十では鶺鴒や霍公鳥であつたのに対して、これは秋沙・千鳥である。全体としてももう巻八や十とは比べようもない異質な世界が巻七である。そしてこの巻七と巻八・十を比較する時、歴然として王朝的情趣をたたえるのは巻八・十の世界であらう。巻七の分類が和名抄のそれに近く、辞書的なものだとかつて言つた事があるが¹⁰、巻八・十の物は、かく乾燥した世界ではない。もっと豊潤な情感の中にある。これは比喩的にいえば、男の世界に対する女の世界ではないか。

そこに思いめぐらすべきは、この巻が坂上郎女によるものだといふ事である。女歌の中に自ら沈倫していった郎女の、優雅な趣味が、先立つ巻七との絶縁となつた。この巻はメロ的だといつた。郎女の優雅な生活の記銀がこの巻である。それが雑歌・相聞・挽歌の、気骨ある世界を遠ざかるという事はかかる優雅さを馴致する性を、和歌が帯びる事によつて、先代の和歌集を庶断した一卷が登場したといふ事だ。

第二の万葉集はここから始まるのである。この巻には、もう埋没してしまつたけれども、そうした出発をささやかに示す気負いが、各資料にある。雑歌A群の四季は鏡女王、藤原夫人（大原大刀自）・志貴皇子・弓削皇子、岡本天皇・大津皇子・穗積皇子・但馬皇女、太上天皇（元正）・聖武から始まり、雑歌B群は志貴皇子、小治田広瀬王、山部王から始まる（冬は舎人娘子）。相聞は既述の如く郎女周辺のものではあるが、A群秋は弓削皇子、B群冬は藤原后（光明子）から始まる。C群には額田王も存する。こうした人々に始まる歌群の集合が巻八であり、岡本天皇が誰であるかは詳かではないが、巻九（一六六四）には巻頭歌として雄略の名を掲げるものである。かりに雄略でなく舒明か斉明であつたとしても万葉集の古えの時代から歌を並べようとするのであり、先と言つた「秋の小歌集」の巻頭に、同じように据えられていたものであろう。もしそうだとすれば郎女に対して春の冒頭に志貴皇子、夏の冒頭に藤原夫人・志貴皇子を据えた事となる。その結果巻八全巻は志貴皇子の「權」の歌によつて率えられる結果となつた。

志貴皇子の「御歌」によつて巻七までを絶縁した巻八は、巻十と近いものをもつた。しからば中間に挿まれた巻九はどうか。雑歌・相聞・挽歌の部立をとるこの巻は、その形においては巻八とは遠く、むしろ巻七に近いが、この巻が一見明瞭に示す歌集歌の集合というメモ性は、巻八とはなはだ近い。撰定の間も場も異なるけれども、結果として得たこの巻

九の性格は、巻八と似たものを示す。その巻頭を雄略で飾るといふ事も、先代歌集に等しい意識だが、左注に、他ならぬ巻八をさして「右或本云岡本天皇御製」というように、別個に成立しながら、畢竟同一の和歌世界に成立つたものが巻九である。巻十以下五巻の作者未詳歌および付録二巻（これは後の添付と考える）を従えた、新万葉集の出発が、この巻八の優雅な趣味から生じたのである。

四 結

巻八は坂上郎女によつて勝宝の頃一応の体をなし、光仁朝に家持の私的な追筆などがあつて現形をなしたものである。

この郎女の作業は先立つ巻三・四・六とは全く無関係な、一種の手なぐさみであり、先立つて存した「秋の小歌集」に触発されたものであつた。

この郎女の一巻は、したがつてかなりメモ的な、体裁のとのわぬ一巻であるが、その優雅な生活の記録は、同種の巻七とは全く感覚の異なる、巻十に親しむ和歌観の中にあつて、巻一にはじまる第一部万葉（その内容はまた三巻と四巻とに分かれるが）に対する、新しい第二部万葉の始発となつた。

巻九が如実に示すように、この第二部七巻（十四まで）は、元来別々に生誕したものではあるが、作者名を顕在せしめる事によつて、自ずとその冒頭に位置するようになった時に、志貴皇子の「權」の歌はそれなりの風格を見せて第二部を率いて立つた。それが光仁朝であるなら、まことにふさわしい

光景といわねばならぬ。卷八の形成は、こうした万葉集の第二の出発をつかさどるものだったのである。

勝宝の頃に成立していながら、卷八の如き位置を占めるのは、これがメモに近いものだったからである。うち興じたという、それ程の意味をもって郎女の許に出来上っていたものだったが、家持の見るところとなって万葉集中の一卷となった。その直接の原因が志貴巻頭にあるとすれば、吉永博士のいわれる光仁に示す為の編纂という説は興味深い。既に出来ていたものが公的となった契機が、志貴——光仁にあると私には思えるのである。これ又家持の、或る、興じた心理であろう。郎女と家持との、この興は、しかし現在の位置を占めた途端に、もっと大きな和歌史の物語りを語る結果となった。

(41・10・4)

註1 「万葉集新釈」上巻二五頁—二七頁・「万葉集卷々の性質」

万葉集大成一卷一五九頁

2 「卷八論」春陽堂万葉集講座六卷二四五頁以下

3 「万葉集」二、三三頁

4 「万葉集卷三・四・六・八の関係」国語国文二巻十号

5 「万葉集の成立」万葉集大成一卷一〇六頁

6 「万葉集卷第八年代考」日本文学論纂

7 「万葉集卷八の編輯年時について」雙魚四冊

8 「万葉集卷八編纂の意図とその時について」関西大学国文学

二八号

9 「万葉集卷八編輯年時に関する板橋倫行氏説を駁す」雙魚六

冊